

令和3年11月15日

「新型コロナウイルスに伴う出欠の取り扱い」変更のお知らせ

これまで出席の取り扱いについては

- (1) ワクチン接種や PCR 検査に伴う欠席は出席停止扱い。(欠席としない)
- (2) ワクチン接種や PCR 検査後に、副反応や発熱等の風邪症状が見られる場合は、出席停止扱い。(欠席としない)
- (3) 同居家族に、接種や PCR 検査後に、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、出席停止扱い。(欠席としない)

※いずれの場合も、出席停止届の「その他」の欄に、簡単に事情（ワクチン接種、ワクチン接種後の副反応等）を記入し提出してください。

以上の3点ありましたが、11月12日県より

「同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）」としていますが、ワクチン接種率も向上し、本県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅に減少していることから、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は登校を認めます。

との通知がありました。

上記の状況で登校するときは、登校した際、または事前に学校までかかりつけ医等から許可があったことをお知らせください。

※今後、第6波の到来など、県全体での感染防止対策等が教科される事態となり、対応の変更があった場合は改めてお知らせします。